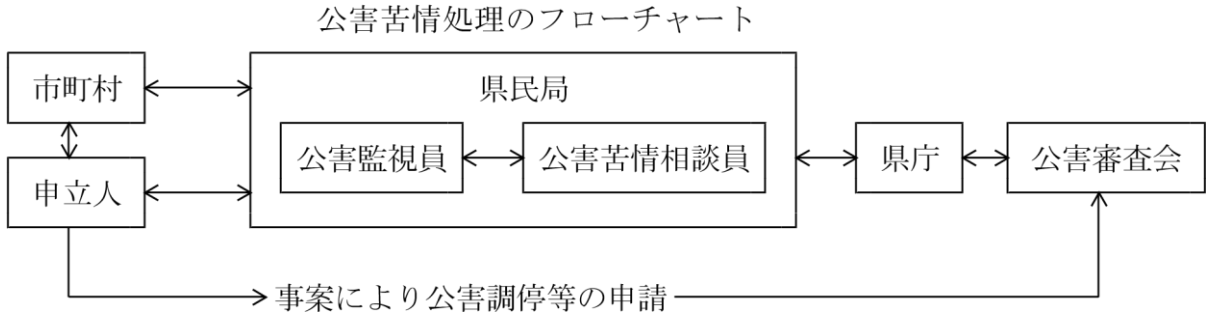


○公害苦情の処理体制、件数

公害苦情については、市町村が第1次苦情処理機関となるが、2つ以上の市町村にまたがる場合などは、県が調整することとしている。

苦情処理に当たっては、市町村等の関係機関と連携して処理を行うとともに、県に公害苦情相談員、公害監視員を設置し、適切な対応を図るようにしている。

公害苦情相談員は、各部局に関係する問題や難処理事案について調整し、解決を図るため、本庁関係課及び各県民局に配置している。公害監視員は、公害苦情相談員と協力して、県下各地で発生する公害を速やかに把握し、その対策を迅速かつ適正に推進するために、各県民局、地域事務所に配置している。



なお、「公害苦情」とは、公害の被害を受けている者が、原因者、行政機関等に対して「我慢できない」、「容認できない」と感じる不満の気持ちを申し立てることを表す言葉で、原因者への行政機関の指導等により、原因の除去、低減が図られ、申立人が満足（納得）した場合にその苦情が解決したことになる。

また、公害の苦情件数は、昭和50年をピークに減少傾向を示し、平成8年度から増加傾向に転じていた。近年では横ばい傾向であったが、平成28年度から減少傾向にある。

近年の公害苦情受付件数の推移（過去10年）

年度 \ 種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
平成26年度	187	174	2	205	26	1	120	318	1,033
平成27年度	250	175	1	193	19	0	109	321	1,068
平成28年度	189	178	2	177	25	0	121	238	930
平成29年度	168	163	1	174	27	0	110	223	866
平成30年度	131	128	2	160	27	0	88	209	745
令和元年度	145	134	0	157	42	0	73	251	802
令和2年度	152	123	1	159	37	0	101	227	800
令和3年度	144	116	1	163	26	0	75	243	768
令和4年度	180	115	2	151	22	0	84	215	769
令和5年度	124	99	2	151	14	0	63	226	679